

名古屋市教育委員会告示第9号

名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について

名古屋市立みやこ小学校の通学区域の設定並びに名古屋市立千種小学校、名古屋市立千石小学校、名古屋市立振甫中学校及び名古屋市立今池中学校の通学区域の変更について次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

1 名古屋市立みやこ小学校の通学区域の設定

名古屋市立内山小学校の通学区域及び名古屋市立大和小学校の通学区域から次の区域を除いた区域を名古屋市立みやこ小学校の通学区域とする。

名古屋市千種区今池一丁目（2216番、2217番の各地番を除く。）、今池二丁目101番の一部、102番の1、102番の2、102番の3、102番の4の各地番

2 名古屋市立千種小学校の通学区域の変更

次の区域を名古屋市立千種小学校の通学区域に加える。

名古屋市千種区今池一丁目、今池二丁目101番の一部、102番の1、102番の2、102番の3、102番の4の各地番

3 名古屋市立千石小学校の通学区域の変更

次の区域を名古屋市立千石小学校の通学区域から除く。

名古屋市千種区今池一丁目2216番、2217番の各地番

4 名古屋市立振甫中学校の通学区域の変更

次の区域を名古屋市立振甫中学校の通学区域とする。

名古屋市立みやこ小学校及び名古屋市立上野小学校の通学区域

5 名古屋市立今池中学校の通学区域の変更

次の区域を名古屋市立今池中学校の通学区域とする。

名古屋市立千種小学校及び名古屋市立千石小学校の通学区域

名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課